

収集曜日の考え方

例) ある月のカレンダー

	日	月	火	水	木	金	土	
第1週				1 1回目の水曜日	2 1回目の木曜日	3 1回目の金曜日	4 1回目の土曜日	日曜日から土曜日の各々が、その月の1回目にあたる日
第2週	5 1回目の日曜日	6 1回目の月曜日	7 1回目の火曜日	8 2回目の水曜日	9 2回目の木曜日	10 2回目の金曜日	11 2回目の土曜日	日曜日から土曜日の各々が、その月の2回目にあたる日
第3週	12 2回目の日曜日	13 2回目の月曜日	14 2回目の火曜日	15 3回目の水曜日	16 3回目の木曜日	17 3回目の金曜日	18 3回目の土曜日	日曜日から土曜日の各々が、その月の3回目にあたる日
第4週	19 3回目の日曜日	20 3回目の月曜日	21 3回目の火曜日	22 4回目の水曜日	23 4回目の木曜日	24 4回目の金曜日	25 4回目の土曜日	日曜日から土曜日の各々が、その月の4回目にあたる日
第5週	26 4回目の日曜日	27 4回目の月曜日	28 4回目の火曜日	29 5回目の水曜日	30 5回目の木曜日	31 5回目の金曜日		日曜日から土曜日の各々が、その月の5回目にあたる日

粗大ごみ(小型・大型)、缶・びん・ペットボトル、古紙類・古布類の収集日の考え方は、すべて「その月の 回目の 曜日」という考え方に従います。(週目の 曜日という考え方ではありません。)

お住まいの町の収集日でごみ出しするのではなく、ご利用になれるごみ置場のある町の収集日に合わせてごみ出ししましょう!

缶・びん・ペットボトルの収集日が「1・3火」の地域の場合、1回目・3回目の火曜日という意味になりますから、

上のカレンダーの場合、1回目の月曜日である7日(火)及び3回目の月曜日である21日(火) が収集日となります。

「1・3火」とは、1週目・3週目の火曜日の意味ではありません。1週目ということになると、上のカレンダーのような場合、1週目の火曜日という日が存在しないため、収集日がなくなってしまうためです。